

[2004 年 7 月 22 日現在]

海外汚職行為防止法

贈賄防止及び帳簿書類条項

刊行物 L. 105—366 (1995 年 11 月 10 日) に基づき現行

合衆国法典

第 15 編 通商

第 2B 章 証券取引

§ 78m. 定期刊行物・その他の報告書

(a) 証券発行者の報告 — 内容

本章のセクション 78l に準拠して登録したすべての証券発行者は、投資家の適切な保護のため、あるいは証券における公正な取引を保証するために証券取引委員会が必要もしくは適正であると規定した当該諸規則に従って、下記の書類等を証券取引委員会に提出するものとする。

(1) 本章のセクション 78l に準拠して提出された申請書または登録書に含まれる、あるいは同時に提出するのに必要な情報および文書を適度に最新のものを維持するよう証券取引委員会によって義務付けられている当該情報および文書（ならびにその複写）。但し、1962 年 7 月 1 日以前に完全に履行された実体契約については証券取引委員会は申請を義務付けないこともある。

(2) 証券取引委員会が規定する通り、証券取引委員会の諸規則で義務付けられている場合は独立の公認会計士によって認証された当該年次報告書（ならびにその複写）および当該四半期報告書（ならびにその複写）。

全米証券取引所に登録しているすべての証券発行者は、当該情報、文書、報告書の複製原本も証券取引委員会に提出するものとする。

(b) 報告書の形態、帳簿・記録・内部会計、指示書

(2) 本章のセクション 78l に準拠して登録された有価証券の区分を有するすべての発行者、および本章のセクション 78l に準拠して報告書を提出することを義務付けられているすべての発行者には、下記が義務付けられている。

(A) 発行者の資産の取引ならびに処分について適度に詳細で、正確かつ公正に反映させた帳簿、記録、会計の作成および保存

(B) 下記について適度な保証を提供するのに十分な内部会計管理システムを考案・維持

(i) 経営者の一般的または特定の権限に基づいて取引が行われている。

(ii) 取引は、(I)一般的に通用する会計原則に準拠した財務表の作成を可能にするため、もしくは当該財務表に該当するその他の基準を作成するため、あるいは (II)資産の説明責任を維持するため、必要に応じて記録される。

- (iii) 資産へのアクセスは経営者の一般的または特定の権限に従ってのみ許可される。また、
- (iv) 資産に関して記録されている説明責任は適度な間隔で既存資産と比較され、さらに差異があれば適切な措置を講ずるものとする。
- (3) (A) 合衆国の国家安全保障に関する事項について、当該事項を管轄する連邦行政部または連邦政府機関の筆頭責任者と協力の下に行動している人物に対しては、当該行政部または政府機関の当該筆頭責任者との協力の下に行われている当該行動が、かかる指令の公布する大統領の権限に基づき当該行政部または政府機関の筆頭責任者による特定の文書での指令に従って実施された場合、本サブセクションの第 (2) 項目における義務または法的責任が課されることはない。本項目下において交付された各指令は、本項目中のどの条項が発動される かにについて具体的な事実および状況を明記するものである。各当該指令は、文書により更新されない限り、発行日から 1 年後に失効する。
- (B) 本項目に基づいてそのような指令を発行する連邦行政部または政府機関の各筆頭責任者は、すべての指令の完全なファイルを維持するものとし、さらに、毎年 10 月 1 日付けで、前年のいかなる時期に効力を有していた 指令に含まれる諸事項の要約を米下院情報特別委員会および米上院スパイ活動特別調査委員会宛に送信するものとする。
- (4) 本サブセクションの第 (5) 項目で規定されている項目を除き、本サブセクションの第 (2) 項目の遵守を怠ったことに対して刑事責任を課すことはない。
- (5) 何人も承知の上で内部会計管理システムを回避したり、承知の上で同システムの組み入れを怠ったり、あるいは、第 (2) 項目に記述されているいかなる帳簿、記録、会計を承知の上で改ざんしてはならない。
- (6) 本編のセクション 78i に従って登録した証券区分を有する発行者、または本編のセクション 78o (d) に従って報告書提出を義務付けられている発行者は、国内もしくは海外企業に関して 50 パーセントかそれ以下の議決権を有している場合、第 (2) 項目の規定では、発行者は、当該国内もしくは海外企業が第 (2) 項目に従って内部会計管理システムを考案・維持していけるよう、発行者のおかれた状況下において妥当とかがえられる範囲内で誠実に自身の影響力を行使していくことのみが義務付けられている。かかる状況としては、国内もしくは海外企業についての発行者の所有権の相対的な 度合い、さらに当該企業の所在国における事業運営を統制する法律および諸慣行が含まれる。かかる影響力を行使する際に誠実な尽力姿勢を示す発行者は、第 (2) 項目の諸条件に準拠したと確定的にみなされる。
- (7) 本サブセクションの第 (2) 項目を鑑み、「妥当な保証」および「妥当な詳細」とは、各自の問題処理において慎重な公職員 を納得させるに足る保証の詳細と度合いの水準を意味する。

§ 78dd-1 [1934 年・米証券取引法のセクション 30A]

発行者に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

本編のセクション 78i に従って登録した証券区分を有する発行者、または本編のセクション 78o (d) に従って報告書提出を義務付けられている発行者、あるいは当該発行者の役員、重役、社員、代理人、または当該発行者の代理として機能する株主はいずれも、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商

手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

(A) (i) 当該外国政府関係者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政府当局者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、当該発行者が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持すること、あるいは何人かに向けた事業推進を支援することを目的とする。

(2) いかなる外国の政党もしくはその当局者、あるいは外国政府行政官庁のいかなる候補者も、以下の目的のために、

(A) (i) 当該政党、その当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政党、その当局者、または候補者に対して、当該政党、その当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること。または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該政党、その当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、何人かのための事業、何人かとの共同での事業、あるいは何人かに向けて推進する事業を獲得または維持するに当たって当該発行者を支援することを目的とする。あるいは、

(3) 何人かが、当該金銭または価値のある物品の全部もしくは一部が直接または間接的に外国政府当局者、外国政党または同政党の当局者、あるいは外国行政当局の候補者に提供、贈与、もしくは約束されることを承知の上で、下記の目的のために、

(A) (i) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者に対して自身の影響力を行使し、当該政党、当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること。あるいは、(iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、当該発行者が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持すること、あるいは何人かに向けた事業推進を支援することを目的とする。

(b) 所定の政府活動における例外

本セクションのサブセクション (a) および (b) は、外国当局者、政党、政党当局者による所定の政府活動の履行を迅速化する、または確保することを目的とした、外国政府当局者、政党、または政党当局者向けの、円滑化もしくは迅速化のための支払い適用されることはない。

(c) 積極的抗弁

下記は本セクションのサブセクション (a) および (g) にある活動に対する積極的抗弁である。

(1) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束が外国当局者、政党、政党当局者、または候補者の国の成文法および規制下で合法的である場合、あるいは、

(1) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束が、外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者による、あるいはそれらの代理人による交通費・宿泊費などといった、妥当かつ真正な支出であり、下記に直接的に関連する場合

(A) 製品またはサービスの推進、実証、説明。あるいは、

(B) 外国政府もしくは同政府の行政当局との契約の遂行または履行。

(d) 司法長官による指針

1988 年 8 月 23 日から 1 年以内に、証券取引委員会、商務長官、米通商代表、国務長官、財務長官と協議の上、さらに公告および意見手続きを通して関係者全員の見解を得た後、米司法長官は本セクションへの準拠がどの程度まで改善され、本セクションの前述の条項がさらに明確化されたことにより実業界がどの程度まで支援されたかを確定するものであり、また、当該確定に基づき、必要かつ適切な範囲において以下のものを発行する。

(1) 司法省の現行の施行方針を鑑み、司法長官が本セクションの前述の条項を遵守していると判断した一般的種類の輸出販売取り極め、およびビジネス契約に関連した具体的慣行を記述した指針

(2) 発行者が各自の行為を本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針に遵守させるため、自発的に使用する一般的かつ予防的 手続き

司法長官は、第 5 編第 5 章第 II 節の条項に従い、前文で引用されている指針および手続きを発行するものであり、これらの指針および手続きは同編の第 7 章の条項に従属する。

(e) 司法長官の見解

(1) 合衆国の適切な省庁と協議の上、さらに公告および意見手続きを通して関係者全員の見解を得た後、米司法長官は、発行者各自の行為が本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針を遵守しているかどうかについて発行者から寄せられる具体的問い合わせに対する返答を提供する手続きを設定する。司法長官は、かかる要請に対し受領後 30 日以内に 見解を公表する。見解には、司法省の現

行の施行方針を鑑み、特定の具体的見込み行為が本セクションの前述の条項に違反するか否かを提示するものである。先の要請に明記された行為の範囲を超えるその他の具体的見込み行為に関しても、見解の追加要請を司法長官に申請することができる。本セクションの適切な条項下に置かれるいかなる行為も、発行者が要請の中で特定し、司法長官が司法省の現行の施行方針を遵守するという見解を公表した行為に関しては、当該行為が本セクションの前述の条項を遵守しているという反証を許す推定がなされる。かかる推定は、証拠の優越性によって反論することが可能である。裁判所は、本項を念頭に入れて推定を鑑みるにあたり、関連性のあるすべての要因を比較検討するものであり、これには司法長官に提出した情報が正確で完全であったか、また司法長官が受領した要請に明記されている行為の範疇に含まれるものであるかどうかなどが含まれるが、これだけに限定されるものではない。司法長官は、第5編第5章第II節の条項に従い、本項で義務付けられている手続きを設定し、その手続きは同編の第7章の条項に従属する。

(2) 第(1)項下で設定された手続きに基づく発行者からの要請に関連して司法省もしくはその他の米政府省庁に提出された、もしくは同省が受領した、あるいは同省で作成されたいかなる文書またはその他の資料は、第5編第552章にある開示義務の適用を受けず、また、司法長官がかかる要請に回答したか、あるいは発行者が回答を受け取る前に当該要請を取り下げたかにかかわらず、発行者の同意がある場合を除き、公開されるものではない。

(3) 第(1)項下に基づいて司法長官に要請を提出した発行者は、当該要請に対する回答を司法長官が公表する前に当該要請を取り下げることができる。取り下げられた要請は効力、効果を持たない。

(4) 司法長官は、実行可能な最大範囲において、本項の前述の条項に関する司法省の現行の施行方針について、当該条項に関連した課題について相談できる専門の弁護士を起用できない見込み輸出業者および小企業に宛てて時宜を得た指針を提供する。但し、当該指針は、具体的な予想行為と、本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針の遵守に関連した第(1)項下の要請に対する回答、および本セクション前述の条項に基づく遵守責任と潜在的責任の一般的説明に限られる。

(f) 定義

本セクションの便宜上、以下の通り規定する：

(1) (A) 「外国の当局者」という語句は、外国政府もしくは同政府の省庁・その代行機関または公的国際組織の役人または職員、あるいは公的立場において当該政府・省庁・その代行機関で機能する者またはその代理人として機能する者、あるいはかかる公的国際組織で機能する者またはその代理人として機能する者を意味する。

(B) 副段落(A)の便宜上、「公的国際組織」という語句は下記を意味する。

(i) 国際組織免責法（米法典第22章⁷ 288）の第1条に基づく行政命令で指定される組織、または

(ii) 本セクションの便宜上、官報で行政命令が交付された日付を持って有効となる、行政命令に従って大統領により指定されたその他の国際組織

(2) (A) 下記の場合において、任意の人物の心理状態は行為、状況、あるいは結果について「承知している」ものとする。

(i) 当該人物が当該行為に関与している、あるいは当該状況が存在する、当該結果が相当確実に発生しうることを当該人物が認識している。あるいは、

(ii) 当該状況が存在する、または当該結果が相当確実に発生しうると当該人物が確信している。

(B) 特定の状況の存在についての認識が違法行為として必要な場合、当該人物が当該状況の存在が高い確率であることを認識していれば、同人物が当該状況が存在しないと実際に確信していない限り、かかる認識は確立される。

(3) (A) 「所定の政府活動」とは、下記の場合において外国当局者が通常かつ一般的に実践する活動のみを意味する。

(i) 任意の人物が外国で事業に携わる資格を与えるための許可、ライセンス、あるいはその他の公文書を取得する場合。

(ii) 査証および作業命令書などの政府関連書類を処理する場合。

(iii) 警察による保護、郵便物の集配、あるいは契約履行に関連した検査または国内での物流に関連した検査のスケジュール設定を行う場合。

(iv) 電信事業、電気・水道事業、貨物の搭載・荷降ろし、生鮮食品または傷みやすい商品の劣化を防ぐ場合。

(v) 上記と類似した性格の活動。

(B) 「所定の政府活動」という語句には、特定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについて、もしくはどのような条件でそれらを行うかについての外国当局者の決定、あるいは、特定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについての決定を奨励するような意思決定プロセスに関与する外国当局者のいかなる活動も含まれない。

(g) 代替管轄区域

(1) 当該発行者もしくは当該役員、重役、社員、代理人、または株主が郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、かかる申し出、贈与、支払い、約束、認可を促進したか否かにかかわらず、合衆国法、州法、または合衆国の領土、保有地、自治領、行政的小区域の法律下において、本編第 12 条に準拠して登録された証券区分を有する発行者、もしくは本編第 15 (d) 章に従って報告書の提出を義務付けられている発行者、あるいは当該発行者の役員、重役、社員、代理人、または当該発行者の代理として機能する株主はいずれも合衆国外において、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを本セクションのサブセクション (a) の第 (1)、(2)、(3) 段落で規定される人物もしくは団体に譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に行うことは違法である。

(2) 本サブセクションで用いられている通り、「合衆国の人物」という語句は、合衆国国籍者（移民国籍法（米法典第 8 章 § 1101）の第 101 条で定義）、あるいは合衆国法、州法、または合衆国の領土、保有地、自治領、行政的小区域の法律下において組織化された企業体、パートナーシップ、協会、合資会社、事業信託、非法人組織、個人事業体を意味する。

ア 78dd-2. 国内関係者に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

本編のセクション 78dd-1 に従属する発行者以外の国内関係者もしくは当該国内関係者の役員、重役、社員、代理人、または当該国内関係者の代理として機能する株主はいずれも、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

(A) (i) 当該外国政府関係者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政府当局者の合法的任務に違反する行為を实践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、当該国内関係者が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持すること、あるいは何人かに向けた事業推進を支援することを目的とする。

(2) いかなる外国の政党もしくはその当局者、あるいは外国政府行政官庁のいかなる候補者も、以下の目的のために、

(A) (i) 当該政党、その当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政党、その当局者、または候補者に対して、当該政党、その当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を实践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該政党、その当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府または代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、何人かのための事業、何人かとの共同での事業、あるいは何人かに向けて推進する事業を獲得または維持するに当たって当該国内関係者を支援することを目的とする。

(3) 何人かが、当該金銭または価値のある物品の全部もしくは一部が直接または間接的に外国政府当局者、外国政党または同政党の当局者、あるいは外国行政当局の候補者に提供、贈与、もしくは約束されることを承知の上で、下記の目的のために、

(A) (i) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること、(ii) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者に対して自身の影響力を行使し、当該政党、当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を实践させたり、割愛させること、あるいは、(iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は、当該国内関係者が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持するに当たり、あるいは何人かに向けた事業を推進するに当たり、同組織を支援することを目的とする。

(b) 所定の政府活動における例外

本セクションのサブセクション (a) および (i) は、外国政府当局者、政党、政党当局者による所定の政府活動の履行を迅速化する、または確保することを目的とした、外国当局者、政党、または政党当局者向けの円滑化もしくは迅速化のための支払いに適用されることはない。

(c) 積極的抗弁

下記は本セクションのサブセクション (a) および (i) にある活動に対する積極的抗弁である。

(1) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束が外国当局者、政党、政党当局者、または候補者の国の成文法および規制下で合法的である場合、あるいは、

(2) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束が、外国当局者、政党、政党当局者、または候補者の、あるいはそれらの代理人の交通費・宿泊費などといった妥当かつ真正な支出であり、下記に直接的に関連する場合。

(A) 製品またはサービスの推進、実証、説明。あるいは、

(B) 外国政府もしくは同政府の行政当局との契約の遂行または履行。

(d) 差し止めによる救済

(1) 本セクションの適用を受けるいかなる国内関係者、もしくは当該組織の役員、重役、社員、代理人、株主が本セクションのサブセクション (a) または (i) に違反する行為または慣行に関与した、あるいはこれから関与すると司法長官に受け止められる場合、司法長官は自身の裁量で合衆国の適切な地方裁判所において民事訴訟を起こし、かかる行為または慣行を禁じ、さらに、適切な申し立てを行った上で、保釈金なしで恒久的差し止め命令または仮禁止命令を交付することが出来る。

(2) 司法長官の意見で本セクションの履行に必要かつ適切であると見なされた民事上の調査のために、司法長官もしくは同長官の指名を受けた人物は、宣誓および肯定、証人の召喚、証拠の受け入れ、さらに、当該調査に関連または重要であると司法長官がみなす帳簿・書類・その他の文書の提出を要求する権限を持つ。証人の出廷および証拠書類の提出は、聴聞会が開かれる任意の指定地において、合衆国または合衆国の領土、保有地、自治領内のいかなる地域からでも要請されうる。

(3) いかなる人物による命令不服従、あるいは当該人物が発令した令状に従うことを拒否した場合は、司法長官は、証人の出席と証言、さらに帳簿・書類・その他の文書の提出を要求するために、当該調査ま

たは訴訟手続きが行われている、もしくは当該人物が居住または事業に従事している管轄区内のいかなる合衆国の裁判所からの援助を発動することができる。当該裁判所はいずれも当該人物に対し、司法長官もしくは同長官の指名を受けた人物の前に出廷を要求する召喚令状を発行することができ、そこで、もし命令を受けた場合には、記録を提出する、あるいは調査中の事項に関わる証言を行うことを要求できる。裁判所からの当該命令に従うことを怠った場合、法廷侮辱として当該法廷から罰せられる可能性もある。

(4) かかる訴訟における手続きはすべて当該人物が居住する、もしくは所在が認められる司法管轄区で行われる。司法長官は、本サブセクションの条項を履行するために必要もしくは適切な、民事事件調査に関連したかかる規則を策定することができる。

(e) 司法長官による指針

1988 年 8 月 23 日から 6 か月以内に、証券取引委員会、商務長官、米通商代表、国務長官、財務長官と協議の上、さらに公告および意見手続きを通して関係者全員の見解を得た後、米司法長官は本セクションへの遵守がどの程度まで改善され、本セクションの前述の条項がさらに明確化されたことにより実業界がどの程度まで支援されたかを確定するものであり、また、当該確定に基づき、必要かつ適切な範囲において以下のものを発行する。

(1) 司法省の現行の施行方針を鑑み、司法長官が本セクションの前述の条項を遵守していると判断した、一般的種類の輸出販売取り極め、およびビジネス契約に関連した具体的慣行を記述した指針。および、

(2) 国内関係者が同組織の行為を本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針を遵守するため、自発的に使用する一般的かつ予防的手続き

司法長官は、第 5 編第 5 章第 II 節の条項に従い、前文で引用されている指針および手続きを発行するものであり、これらの指針および手続きは同編の第 7 章の条項に従属する。

(f) 司法長官の見解

(1) 合衆国の適切な省庁と協議の上、さらに公告および意見手続きを通して関係者全員の見解を得た後、米司法長官は、発行者各自の行為と本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針を遵守しているかどうかについて、国内関係者から寄せられる具体的問い合わせに対する返答を提供する手続きを設定する。司法長官は、かかる要請に対し受領後 30 日以内に、見解を公表する。見解には、司法省の現行の施行方針を鑑み、特定の具体的見込み行為が本セクションの前述の条項に違反するか否かを提示するものである。先の要請に明記された行為の範囲を超えるその他の具体的見込み行為に関して、見解の追加要請を司法長官に申請することができる。本セクションの適切な条項下に置かれるいかなる行為も国内関係者が要請の中で特定し、司法長官が司法省の現行の施行方針を遵守するという見解を公表した行為に関しては、当該行為が本セクションの前述の条項を遵守しているという反証を許す推定がなされる。かかる推定は、証拠の優越性によって反論することが可能である。裁判所は、本項を念頭に入れて推定を鑑みるにあたり、関連性のあるすべての要因を比較検討するものであり、これには司法長官に提出した情報が正確で完全であったか、また司法長官が受領した要請に明記されている行為の範疇に含まれるものであるかどうかなどが含まれるが、これらだけに限定されるものではない。司法長官は、

第 5 編第 5 章第 II 節の条項に従い、本項で義務付けられている手続きを設定し、その手続きは同編の第 7 章の条項に従属する。

(2) 第 (1) 項下で設定された手続きに基づく国内関係者からの要請に関連して司法省もしくはその他の米政府省庁に提出された、もしくは同省が受領した、あるいは同省で作成されたいかなる文書またはその他の資料は、第 5 編第 552 章にある開示義務の適用を受けず、また、司法長官がかかる要請に回答したか、あるいは国内関係者が回答を受け取る前に当該要請を取り下げたかにかかわらず、発行者の同意がある場合を除き、公開されるものではない。

(3) 第 (1) 項下に基づいて司法長官に要請を提出した国内関係者は、当該要請に対する回答を司法長官が公表する前に当該要請を取り下げることができる。取り下げられた要請は効力、効果を持たない。

(4) 司法長官は、実行可能な最大範囲において、本項の前述の条項に関する司法省の現行の施行方針について、当該条項に関連した課題について相談できる専門の弁護士を起用できない見込み輸出業者および小企業に宛てて時宜を得た指針を提供する。但し、当該指針は、具体的な予想行為と、本セクションの前述の条項に関する司法省の現行の施行方針の遵守に関連した第 (1) 項下の要請に対する回答、および本セクション前述の条項に基づく遵守責任と潜在的責任の一般的説明に限られる。

(g) 罰則

(1) (A) 自然人ではない国内関係者で、本セクションのサブセクション (a) または (i) に違反する者はいずれも、200 万ドルを超えない罰金刑に処せられる。

(B) 自然人ではない国内関係者で、本セクションのサブセクション (a) または (i) に違反する者はいずれも、司法長官の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。

(2) (A) 国内関係者の役員または重役、社員、代理人である自然人、あるいは当該国内関係者の代理人として機能する株主である自然人で、本セクションのサブセクション (a) または (i) に故意に違反するものはいずれも 10 万ドルを超えない罰金刑もしくは 5 年を超えない懲役、あるいはその両方を科せられる。

(B) 国内関係者の役員または重役、社員、代理人である自然人、あるいは当該国内関係者の代理人として機能する株主である自然人で、本セクションのサブセクション (a) または (i) に故意に違反するものはいずれも、司法長官の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。

(3) 第 2 項に基づいて役員または重役、社員、代理人、あるいは当該国内関係者の代理人として機能する株主に罰金刑を科せられた場合、かかる罰金は当該国内関係者によって直接的もしくは間接的に支払われてはならない。

(h) 定義

本セクションの便宜上、

(1) 「国内関係者」という語句は以下を意味する。

(A) 合衆国の市民、国民、居住者である個人

(B) 事業の主な展開地が合衆国内に置かれ、合衆国の州法、または合衆国の領土、保有地、自治領の法律下において組織化された企業体、パートナーシップ、協会、合資会社、事業信託、非法人組織、個人事業体。

(2) (A) 「外国当局者」という語句は外国政府、もしくは同外国政府の省庁またはその代行機関、あるいは公的国際組織の役人または職員、あるいは公的立場で当該政府または省庁、その代行機関で機能する者、あるいはその代理人として機能する者、または当該公的国際組織において、あるいはその代理人として機能する人物を意味する。

(B) 副段落 (A) の便宜上、「公的国際組織」という語句は下記を意味する。

(i) 国際組織免除法（米法典第 22 章^ア 288）の第 1 条に基づく行政命令で指定された組織、または

(ii) 本セクションの便宜上、官報で行政命令が公布された日付を持って有効となる、行政命令に従って大統領により指定されたその他の国際組織

(3) (A) 下記の場合において、任意の人物の心理状態は行為、状況、あるいは結果について「承知している」ものとする。

(i) 当該人物が当該行為に関与している、あるいは当該状況が存在する、当該結果が相当確実に発生しうることと当該人物が認識している。あるいは、

(ii) 当該状況が存在する、または当該結果が相当確実に発生しうると当該人物が確信している。

(B) 特定の状況の存在についての認識が違法行為として必要な場合、当該人物が当該状況の存在が高い確率であることを認識していれば、同人物が当該状況が存在しないと実際に確信していない限り、かかる認識は確立される。

(4) (A) 「所定の政府活動」とは、下記の場合において外国当局者が通常的かつ一般的に実践する活動のみを意味する。

(i) 任意の人物が外国で事業に携わる資格を与えるための許可、ライセンス、あるいはその他の公文書を取得する場合。

(ii) 査証および作業命令書などの政府関連書類を処理する場合。

(iii) 警察による保護、郵便物の集配、あるいは契約履行に関連した検査または国内での物流に関連した検査のスケジュール設定を行う場合。

(iv) 電信事業、電気・水道事業、貨物の搭載・荷降ろし、生鮮食品または傷みやすい商品の劣化を防ぐ場合。

(v) 上記と類似した性格の活動。

(B) 「所定の政府活動」という語句には、特定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについて、もしくはどのような条件でそれらを行うかについての外国当局者の決定、あるいは、特

定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについての決定を奨励するような意思決定プロセスに関与する外国当局者のいかなる活動も含まれない。

(5) 「州際通商」という語句は、いくつかの州との間で、あるいはある外国とある州との間、ある州とその州以外の土地もしくは船舶との間で行われる貿易または交易、運輸、通信を意味し、当該語句には州内で使用される下記的手段も含まれる。

(A) 電話または州間でのその他の通信手段、または

(B) その他の州際手段

(i) 代替管轄区域

(1) いかなる合衆国の人物も郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、かかる申し出、贈与、支払い、約束、認可を促進したか否かにかかわらず、合衆国外において、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを本セクションのサブセクション (a) の第 (1)、(2)、(3) 段落で規定される人物もしくは団体に譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に行うことは違法である。

(2) 本サブセクションで用いられている通り、「合衆国の人物」という語句は、合衆国籍者（移民国籍法（米法典第 8 章^ア 1101）の第 101 条で定義）、あるいは合衆国法、州法、または合衆国の領土、保有地、自治領、行政的小区域の法律下において組織化された企業体、パートナーシップ、協会、合資会社、事業信託、非法人組織、個人事業体を意味する。

§ 78dd-3 発行者と国内関係者以外の人物に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

1934 年証券取引法のセクション 30A に制約されている発行者、および同法セクション 30A に定義づけられている国内関係者以外の人物、あるいはその人物の役員、重役、社員、当該人物の代理人、または当該人物の代理人として機能する株主のいずれもは、合衆国の領地内にいる間、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

(A) (i) 当該外国政府関係者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政府当局者の合法的任務に違反する行為を实践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

当該人物が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持すること、あるいは何人かに向けた事業推進を支援することを目的とし、

(2) いかなる外国の政党もしくはその当局者、あるいは外国政府行政官庁のいかなる候補者も、以下の目的のために、

(A) (i) 当該政党、その当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。
(ii) 当該政党、その当局者、または候補者に対して、当該政党、その当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること。または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該政党、その当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関 による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

何人かのための事業、何人かとの共同での事業、あるいは何人かに向けて推進する事業を獲得または維持するに当たって当該人物を支援することを目的とし、あるいは、

(3) 何人かが、当該金銭または価値のある物品の全部もしくは一部が直接または間接的に外国政府当局者、外国政党または同政党の当局者、あるいは外国行政当局の候補者に提供、贈与、もしくは約束されることを承知の上で、下記の目的のために、

(A) (i) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者に対して自身の影響力を行使し、当該政党、当局者、または候補者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること。あるいは、 (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、

(B) 当該外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関 による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

なお、上記は当該人物が、何人かのための、もしくは何人かとの共同で事業を確立または維持すること、あるいは何人かに向けた事業推進を支援することを目的としている。

(b) 所定の政府活動における例外

本セクションのサブセクション (a) は、外国当局者、政党、政党当局者による所定の政府活動の履行を迅速化する、または確保することを目的とした外国当局者、政党、または政党当局者向けの円滑化もしくは迅速化用の支払いに適用されることはない。

(c) 積極的抗弁

下記は本セクションのサブセクション (a) にある活動に対する積極的抗弁である。

(1) (1) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束 が外国当局者、政党、政党当局者、または候補者の国の成文法および規制下で合法的である場合、あるいは、

(2) 価値ある物品の支払い、贈与、申し出、または約束が、外国政府当局者、政党、政党当局者、または候補者による、あるいはそれらの代理人による交通費・宿泊費などといった、妥当かつ真正な支出であり、下記に直接的に関連する場合

(A) 製品またはサービスの推進、実証、説明。あるいは、

(B) 外国政府もしくは同政府の行政当局との契約の遂行または履行。

(d) 差し止めによる救済

(1) 本セクションの適用を受けるいかなる人物もしくは当該人物の役員、重役、社員、代理人、株主が本セクションのサブセクション (a) に違反する行為または慣行に関与した、あるいはこれから関与すると司法長官に受け止められる場合、司法長官は自身の裁量で合衆国の適切な地方裁判所において民事訴訟を提起し、かかる行為または慣行を禁じ、さらに、適切な申し立てを行った上で、保釈金なしで恒久的差し止め命令または仮禁止命令を交付することができる発布される。

(2) 司法長官の意見で民事事件の調査は本セクションの履行に必要なかつ適切とみなされた民事上の調査のために、司法長官もしくは同長官に指名を受けた人物は、宣誓および肯定、証人の召喚、証拠の受け入れ、さらに、当該調査に関連または重要であると司法長官がみなす帳簿・書類・その他の文書の提出を要求する権限を持つ。証人の出廷および書証は、聴聞会が開かれる任意の指定地において、合衆国または合衆国の領土、保有地、自治領内のいずれの地域からでも要請されうる。

(3) いかなる人物による命令不服従、あるいは当該人物が発令した令状に従うことを拒否した場合、司法長官は、証人の出席と証言、さらに帳簿・書類・その他の文書の提出を必要とする際に、当該調査または訴訟手続きが行われている管轄区域内もしくは当該人物が居住または事業に従事する地域内にあるいかなる合衆国の裁判所からの援助を発動することができる。当該裁判所はいずれも当該人物に対し、司法長官もしくは同長官の指名する人物の前に出廷するよう召喚令状を発行することができ、そのように命令を受けた場合には記録を提出する、あるいは調査中の事項に関わる証言を行うことを要求できる。裁判所からの当該命令に従うことを怠った場合、法令侮辱として当該法廷から罰せられる可能性もある。

(4) かかる訴訟における手続きはすべて当該人物が居住する、もしくは所在が認められる司法管轄区で行われる。司法長官は、本サブセクションの条項を履行するために必要もしくは適切な、民事事件調査に関連したかかる規則を策定することができる。

(e) 罰則

(1) (A) 本セクションのサブセクション (a) に違反する法人はいずれも、200 万ドルを超えない罰金刑に処せられる。

(B) 本セクションのサブセクション (a) に違反する法人はいずれも、司法長官の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。

(2) (A) 本セクションのサブセクション (a) に故意に違反する自然人はいずれも、10 万ドルを超えない罰金刑もしくは 5 年を超えない懲役、あるいはその両方を科せられる。

(B) 本セクションのサブセクション (a) に故意に違反する自然人はいずれも、司法長官の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。

(3) 第 (2) 項に基づいて当該人物の役員または重役、社員、代理人、株主に罰金刑を科せられた場合、かかる罰金は当該人物によって直接的もしくは間接的に支払われてはならない。

(f) 定義

本セクションの便宜上、

- (1) 「人物」という語は、違反者に関連する場合、合衆国国籍者（米法典 8 章⁷1101 で定義）以外の自然人、あるいは外国もしくは同外国の行政的小区域における法律下において組織化された企業体、パートナーシップ、協会、合資会社、事業信託、非法人組織、個人事業体を意味する。
- (2) (A) 「外国の当局者」という語句は、外国政府、もしくは同外国政府の省庁またはその代行機関、あるいは公的国際組織の役人または職員、あるいは公的立場で当該政府または省庁、その代行機関において、あるいはその代理人として機能する人物、または当該公的国際組織において、あるいはその代理人として機能する人物を意味する。

副段落 (A) の便宜上、「公的国際組織」という語句は下記を意味する。

- (i) 国際組織免責法（米法典第 22 章⁷288）の第 1 条に基づく行政命令で指定される組織、または
 - (ii) 本セクションの便宜上、官報で行政命令が公布された日付けを持って有効となる、行政命令に従って大統領により指定されたその他の国際組織。
- (3) (A) 下記の場合において、任意の人物の心理状態は行為、状況、あるいは結果について「承知している」ものとする。
- (i) 当該人物が当該行為に関与している、あるいは当該状況が存在する、当該結果が相当確実に発生しうることを当該人物が認識している。あるいは、
 - (ii) 当該状況が存在する、または当該結果が相当確実に発生しうると当該人物が確信している。

(B) 特定の状況の存在についての認識が違法行為として必要な場合、当該人物が当該状況の存在が高い確率であることを認識していれば、同人物が当該状況が存在しないと実際に確信していない限り、かかる認識は確立される。

(4) (A) 「所定の政府活動」とは、下記の場合において外国当局者が通常的かつ一般的に実践する活動のみを意味する。

- (i) 任意の人物が外国で事業に携わる資格を与えるための許可、ライセンス、あるいはその他の公文書を取得する場合。
- (ii) 査証および作業命令書などの政府関連書類を処理する場合。

(iii) 警察による保護、郵便物の集配、あるいは契約履行に関連した検査または国内での物流に関連した検査のスケジュール設定を行う場合。

(iv) 電信事業、電気・水道事業、貨物の搭載・荷降ろし、生鮮食品または傷みやすい商品の劣化を防ぐ場合。

(v) 上記と類似した性格の活動。

(B) 「所定の政府活動」という語句には、特定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについて、もしくはどのような条件でそれらを行うかについての外国当局者の決定、あるいは、特定の団体に新規事業を授与すること、または事業を続行させることについての決定を奨励するような意思決定プロセスに関与する外国当局者のいかなる活動も含まれない。

(5) 「州際通商」という語句は、いくつかの州にまたがって行われる、あるいはある外国とある州との間、ある州とその州外の土地もしくは船舶との間で行われる貿易または交易、運輸、通信を意味し、当該語句には州内で使用される下記の手段も含まれる。

(A) 電話または州内でのその他の通信手段、または

(B) その他の州際手段

§ 78ff 罰則

(a) 故意の違反 — 虚偽の陳述および誤解を招く陳述

本章によって違反が違法でありまた順守が要件づけられているいかなる条項（但し本章のセクション 78dd-1 を除く）、あるいは本章の中のいかなる規則・準則を故意に侵害する者、あるいは、本章もしくは本章の中のいかなる規則・準則で提出が要件づけられているいかなる申請書、報告書あるいは文書であるいは、本章のセクション 78o のサブセクション (d) に規定されている登録記述に含まれるいかなる事業で、また、自主規制機関の会員になるため、参加をするため、あるいはその会員と関係を持つための申請書において、故意にあるいは意図的に記述をおこなった、あるいはその記述の原因となったいかなる人物も、重要な事実関係に関して承知の上で故意に虚偽の記述をした場合は、有罪判決後、500 万ドルを超えない罰金または 20 年を超えない懲役、もしくはその両方を科せられる。なお、当該人物が自然人以外の人物である場合、2500 万ドルを超えない罰金刑が科せられうる。但し、当該人物がかかる規則・準則についての知識を有していなかったことを立証できれば、本セクションにおいて懲役に科せられることはない。

(b) 情報・文書・報告書提出の不履行

本章のセクション 78o のサブセクション (d)、もしくは同セクションの下での規則・準則に従って提出が義務付けられている情報または文書、報告書の提出を怠った発行者はいかなる者も、不履行が続く限り毎日、1 日当たり 100 ドルの合計額を科料として合衆国に支払わねばならない。かかる科料は、本章のサブセクション (a) 下において発生すると考えられる提出不履行に対する刑事処分に代わるもので、合衆国財務省に収めるものとし、合衆国を相手取り民事訴訟で回復可能なものとする。

(c) 発行者または役員、重役、株主、社員、発行者の代理人

- (1) (A) 本章（米法典第 15 章⁷ 78dd-1）のセクション 30A サブセクション (a) または (g) に違反する発行者はいずれも、200 万ドルを超えない罰金刑に処せられる。
- (B) 本章（米法典第 15 章⁷ 78dd-1）のセクション 30A サブセクション (a) または (g) に違反する発行者はいずれも、証券取引委員会の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。
- (2) (A) 役員または重役、社員、発行人の代理人、あるいは当該発行人の代理人として機能する株主で、本章（米法典第 15 章⁷ 78dd-1）のセクション 30A サブセクション (a) または (g) に故意に違反するものはいずれも、10 万ドルを超えない罰金刑もしくは 5 年以下の懲役、あるいはその両方を科せられる。
- (B) 役員または重役、社員、発行人の代理人、あるいは当該発行人の代理人として機能する株主で、本章（米法典第 15 章⁷ 78dd-1）のセクション 30A サブセクション (a) または (g) に故意に違反するものはいずれも、証券取引委員会の起こした訴訟において 1 万ドルを超えない民事上の罰則を科せられる。
- (3) 第 2 項に基づいて役員または重役、社員、代理人、あるいは発行人の代理人として機能する株主に罰金刑を科せられた場合、かかる罰金は当該発行人によって直接的もしくは間接的に支払われてはならない。